

(介護予防) 訪問看護重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

I 訪問看護事業者の概要

事業者名	つばき 合同会社	
代表者名	井村 美和	
所在地	住所	〒781-5232 香南市野市町西野 1071-11
	電話番号	0887-52-9953
	FAX 番号	0887-52-9954

II 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	つばき訪問看護ステーション	
代表者名	井村 美和	
所在地	住所	〒781-5232 香南市野市町西野 2360-1 グラビア野市 101
	電話番号	0887-52-9953
	FAX 番号	0887-52-9954
サービスの種類	訪問看護サービス	
介護保険事業所番号	3961190042	
通常の事業の実施地域	香南市	

(2) 事業の目的と運営の方針

事業目的	つばき合同会社が設置する、つばき訪問看護ステーション (以下「事業所」という)において実施する指定 (介護予防) 訪問看護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定 (介護予防) 訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定 (介護予防) 訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none">1 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上及び軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防を資するよう、療養上の目標を設定し、計画的にサービス提供を行う。利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、又、利用者の自立の可能性を最大限に引き出すよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。2 事業に当たっては、介護予防支援事業者・居宅介護支援事業者・地域包括支援センター、関係市町村、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(3) 事業所の職員体制

職種	人員	備考
看護師	常勤 5名 非常勤 1名	管理業務を行うものを含む
准看護師	常勤 0名 非常勤 0名	
理学療法士	常勤 1名 非常勤 0名	
事務担当職員	常勤 1名 非常勤 1名	

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8:30～17:30 ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除くが、利用申し出があれば対応する。 電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとします。

(5) 第三者評価の実施状況

当事業所では、第三者によるサービス評価は現在実施していません。

Ⅲ サービスの内容

当ステーションでは、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行うことで、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

提供するサービスの内容について

サービスの種類	サービスの内容
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ・健康のチェックと助言(血圧・体温・呼吸・脈拍など) ・特別な病状の観察と助言 ・心の健康のチェックと助言(趣味・生きがい・隣人とのつながり等)
日常生活の看護	<ul style="list-style-type: none"> ・清潔のケア ・食生活の援助 ・排泄のケア、寝たきり、床ずれ予防のためのケア ・療養環境の整備、散歩などの付き添い ・終末期の看護 ・コミュニケーションの援助
リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作の訓練、体位交換、関節などの運動 ・日常生活用具の利用相談・選定・環境整備 ・発声、発語、嚥下訓練等 <p>※理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心とした訪問看護になりますので、看護職員の代わりに、理学療法士等が訪問させていただきます。</p>
精神・心理的な看護	<ul style="list-style-type: none"> ・不安な精神、心理状態のケア ・生活リズムの取り方、日常生活自立の支援 ・社会生活への復帰援助 ・事故防止のケア、服薬のケア

認知症の看護	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症のケアと相談 ・生活リズムの取り方,日常生活自立の支援 ・事故防止、悪化防止のケア
介護者の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる病状,介護,日常生活に関する相談 ・精神的支援
検査・治療促進のための看護	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性疾患の看護と療養生活の相談 ・床ずれ,その他創部の処置、留置カテーテルなどの管理 ・服薬指導,管理 ・その他,かかりつけの医師の指示による処置,検査

IV 料金表

【介護保険】 令和6年6月現在

< 訪問看護費 >

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護	20分未満	314	3,140円	314円	628円	942円
	30分未満	471	4,710円	471円	942円	1,413円
	30分以上1時間未満	823	8,230円	823円	1,646円	2,469円
	1時間以上1時間30分未満	1,128	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
	理学療法士等による訪問の場合 (1回につき20分)	294	2,940円	294円	588円	882円
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合	月額包括報酬	2,961	29,610円	2,961円	5,922円	8,883円

- | | |
|---|------------|
| 注 理学療法士等による訪問を1日に2回を超えて行った場合 | 上記単位数の10%減 |
| 注 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合 | 上記単位数の10%減 |
| 注 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 | 上記単位数の10%減 |
| 注 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 | 上記単位数の15%減 |
| 注 准看護師が指定訪問看護を行った場合 | 上記単位数の10%減 |
| 注 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 | 上記単位数の25%増 |
| 注 深夜(22:00~6:00)の場合 | 上記単位数の50%増 |

<その他加算>

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	+254	2,540円	254円	508円	762円
	30分以上 1回につき	+402	4,020円	402円	804円	1,206円
複数名訪問加算(Ⅱ) (看護補助者との同時訪問)	30分未満 1回につき	+201	2,010円	201円	402円	603円
	30分以上 1回につき	+317	3,170円	317円	634円	951円
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	3,000円	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	電話対応と緊急訪問の 体制が整備 1月につき	+600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	従来に加算	+574	5,740円	574円	1,148円	1,722円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	+500	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	+250	2,500円	250円	500円	750円
ターミナルケア加算	死亡月につき	+2,500	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
初回加算(Ⅰ)	退院・退所当日に訪問 1月につき	+350	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算(Ⅱ)	退院・退所翌日以降	+300	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	1回につき	+600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	+250	2,500円	250円	500円	750円
看護体制強化加算(Ⅰ)	1月につき	+550	5,500円	550円	1,100円	1,650円
看護体制強化加算(Ⅱ)	1月につき	+200	2,000円	200円	400円	600円
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	1回につき	+6	60円	6円	12円	18円
	指定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所と連携して指定 訪問看護を行う場合 1月につき	+50	500円	50円	100円	150円
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	1回につき	+3	30円	3円	6円	9円
	指定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所と連携して指定 訪問看護を行う場合 1月につき	+25	250円	25円	50円	75円

< 介護予防訪問看護費 >

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
介護予防訪問看護	20分未満	303	3,030円	303円	606円	903円
	30分未満	451	4,510円	451円	902円	1,353円
	30分以上1時間未満	794	7,940円	794円	1,588円	2,382円
	1時間以上1時間30分未満	1,090	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき20分)	284	2,840円	284円	568円	852円

- | | |
|---|------------|
| 注 理学療法士等による訪問を1日に2回を超えて行った場合 | 上記単位数の50%減 |
| 注 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合 | 上記単位数の10%減 |
| 注 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 | 上記単位数の10%減 |
| 注 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 | 上記単位数の15%減 |
| 注 准看護師が指定訪問看護を行った場合 | 上記単位数の10%減 |
| 注 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 | 上記単位数の25%増 |
| 注 深夜(22:00~6:00)の場合 | 上記単位数の50%増 |

<その他加算>

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	+254	2,540円	254円	508円	762円
	30分以上 1回につき	+402	4,020円	402円	804円	1,206円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	+201	2,010円	201円	402円	603円
	30分以上 1回につき	+317	3,170円	317円	634円	951円
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	3,000円	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	電話対応と緊急訪問が整備 1月につき	+600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	従来に加算	+574	5,740円	574円	1,148円	1,722円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	+500	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	+250	2,500円	250円	500円	750円

初回加算（Ⅰ）	退院・退所当日に訪問 1月につき	+350	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算（Ⅱ）	退院・退所翌日以降 1月につき	+300	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	1回につき	+600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
看護体制強化加算	1月につき	+100	1,000円	100円	200円	300円
サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）	1回につき	+6	60円	6円	12円	18円
サービス提供体制強化加算 （Ⅱ）	1回につき	+3	30円	3円	6円	9円

【医療保険】 令和6年6月現在

<保険単位と基本利用料>

後期高齢者（75歳以上）1割、現役並み所得者の方は3割

高齢受給者（70歳～74歳）は2割、現役並み所得者の方は3割

一般（70歳未満）3割、（6歳未満は2割）

< 訪問看護費 >

		料金	利用料		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3回まで（看護師・理学療法士）	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4回目以降（厚生労働大臣が定める疾患等）（看護師）	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	週4回目以降（厚生労働大臣が定める疾患等）（理学療法士）	5,550円	555円	1,110円	1,665円
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) (同一建物居住者)	週3回まで（看護師・理学療法士）	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4回目以降（厚生労働大臣が定める疾患等）（看護師）	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	週4回目以降（厚生労働大臣が定める疾患等）（理学療法士）	5,550円	555円	1,110円	1,665円
訪問看護基本療養費Ⅲ (在宅療養に備えた外泊時)	入院中に1回 厚生労働大臣が定める疾患等は入院中に2回	8,500円	850円	1,700円	2,550円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3回目まで30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	週3回目まで30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4回目以降30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	週4回目以降30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円

乳幼児加算（6歳未満） 1日		1,500円	150円	300円	450円
複数名訪問看護加算（看護師2名で）（週1回、1日につき）		4,500円	450円	900円	1,350円
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回	8,000円	800円	1,600円	2,400円
早朝・夜間加算（6時～8時・18時～22時）		2,100円	210円	420円	630円
深夜加算（22時～6時）		4,200円	420円	840円	1,260円
訪問看護管理療養費 （1日につき）	月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
長時間訪問看護加算（1日につき1回）（週1回まで） （15歳未満の超重症児または準重症児は週3回まで）		5,200円	520円	1,040円	1,560円
緊急時訪問看護加算（1日につき1回）		2,650円	265円	530円	795円
特別管理加算（1月につき）	特別管理加算Ⅰ（重症度等の高いもの） 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	特別管理加算Ⅱ（上記以外） 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態・ドレーンチューブを使用している状態・人工肛門若しくは人工膀胱を設置している状態・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している・真皮を越える褥瘡の状態	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算（1月につき1回） （利用者の状態に応じて月2回を限度）		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算（退院日のみ）		6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算（1月につき1回）		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（1月につき2回）		2,000円	200円	400円	600円
ターミナルケア療養費		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

<利用者のご希望により契約された場合は下記の料金が加算されます>

	料金	利用料		
		1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算（1月につき）	6,520円	652円	1,304円	1,956円
情報提供療養費（1月につき1回）	1,500円	150円	300円	450円

<交通費>

実施地域を越えた地点から、片道 5 キロメートル未満	500 円
実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上	1,000 円

但し、利用者状況など、病変、急な入院等の場合には、請求いたしません

<保険適用外料金>

休日利用料	2,500 円
死後の処置	10,000 円
キャンセル料 ①24 時間前までのご連絡の場合、キャンセル料は不要。 ②12 時間前までにご連絡の場合、1 提供あたりの料金の 30%を請求する。 ③当日ご連絡がない場合、1 提供あたりの料金の 70%を請求する。 (但し、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません)	

V 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	医療機関		主治医名	
	連絡先			
緊急連絡先等	氏名		氏名	
	連絡先		連絡先	

VI 事故発生時の対応

ご利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として下記保険に加入しております。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険

Ⅶ 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は下記窓口へ申し立てることができます。

訪問看護事業者の窓口 つばき訪問看護ステーション 担当：井村 美和	所在地 香南市野市町西野 2360-1 グラビア野市 101 電話番号 0887-52-9953 受付時間 8:30～17:30
県の窓口 高知県子ども・福祉政策部 長寿社会課	所在地 高知県高知市丸の内 1-2-20 (本庁4階) 電話番号 088-823-9632 受付時間 8:30～17:15
保険者の窓口 高知国民健康保険団体連合会	所在地 高知市丸の内 2-6-5 電話番号 088-820-8410 受付時間 9:00～16:00
保険者の窓口 高知県社会保険診療報酬支払基金	所在地 高知市神田 593 電話番号 088-832-3001 受付時間 9:00～16:00

Ⅷ 複数名の訪問看護加算に関して

複数名の訪問看護加算についての同意

次のいずれかに該当する場合、同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことがあります。

- 1、利用者の身体的理由（医療依存度が高い・利用者の身体が大きい・体重が重い・認知症の症状等）により一人の看護師等による訪問が困難と認める場合等
- 2、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合等

Ⅸ 秘密の保持と個人情報の保護について

訪問看護における個人情報使用についての同意

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより、最小限の範囲内で使用することに同意します。

(1) 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合に使用する。

(2) 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、(1)に記載する目的の範囲内で必要最低限にとどめ、情報提供の際は、関係者以外には決して漏れることのないように、細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

指定訪問看護利用同意書

つばき訪問看護ステーション 殿

重要事項説明書 説明者：井村 美和

訪問看護サービス契約の締結にあたり、重要事項説明書・複数名の訪問看護加算についての同意・訪問看護における個人情報使用についての同意・緊急時訪問看護についての同意及び料金表の内容について説明を受け、理解したうえで同意します。尚、料金の改定があった場合は、別表にて同意するものとします。

●利用者 甲

住所：

氏名：

印

●家族

住所：

氏名：

印

続柄：

●事業者 乙

住所： 高知県香南市野市町西野 1071-11

事業者名： つばき合同会社

事業所名： つばき訪問看護ステーション

代表者名： 井村 美和 印